

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 8 月 25 日

全国健康保険協会香川支部

支部長 近藤 浩之

1 調達内容

(1) 調達件名

健診案内通知（県外）作成業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期限

令和 7 年 11 月 18 日まで

(4) 納品場所

全国健康保険協会香川支部

(5) 見積競争方法

契約は、総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒760-8564 高松市鍛冶屋町 3 香川三友ビル 7 階

全国健康保険協会香川支部 企画総務グループ 担当 井上（美）・岸本
電話（代表） 087-811-0570（音声案内④）

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会香川支部 保健グループ 担当 橋・引地
電話 087-811-0570（音声案内②）

(3) 見積書の提出期限

日 時 令和 7 年 9 月 8 日 17 時 00 分（厳守）

3 提出書類

競争の参加に当たっては以下の書類を提出すること。

(1) 見積書

(2) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」及び「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者を証する書類。

(3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証を取得している者であること。

機密性 1

- (4) 作業場所において、ISO9001 認証の取得していること、あるいは、これに準ずる事業者独自のもの（社内規定やルール等でも可）を定めていること。

4 その他

- (1) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 本業務の全部又は主体的部分（納品物のデザイン・編集・印刷）については、第三者へ委託することは認めない。詳細は仕様書（6）再委託に関する申請等を参照すること。
- (3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (4) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (5) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 請求にあたっては、消費税額等に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (7) 契約書作成の要否　　要

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2　総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3　第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。